

草刈業務特記仕様書

1 適用

この特記仕様書は、かすみがうら市が発注する草刈業務に適用する。

2 現地調査

- (1) 除草着工前に、全線について現地調査を行い、日陰部分や岩盤部分で草丈の伸びていない箇所、行政区等地元住民が既に除草を完了している等、除草業務の不要な箇所、設計区間から以外の箇所、視距を悪くしている草木のある箇所で除草の必要な個所を勘案し、除草作業の必要な箇所を示した道路除草業務路線別面積集計表（※設計書参考）に延長、刈り幅、及び面積を記入するとともに、監督員に提出し、承諾後に着手すること。
また、着工時期については監督員と協議し遅滞なく速やかに着手すること
- (2) 測点杭は、BP・中間は 500m 毎・EP とし、累加距離で設置すること。（左右設置すること。）
また 500m に満たない路線については BP・中間・EP で測点管理すること。

3 現場管理

- (1) 請負者は、作業実施にあたって、事前に工程表を監督員に提出し、作業に着手すること。
- (2) 作業区間の除草後の草は、原則としてその日に後片付け及び清掃まで完了させること。
- (3) 除草後の草の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく処分及び再生資源の利用の促進に関する法律に基づく再生資源化施設」に搬入すること。また、処理後すみやかに計量伝票の写しを監督員に提出すること。書類提出が無い場合は、無償処分先への搬入とみなす。
- (4) 本業務は、肩掛式草刈機により除草作業を実施すること。その他機器は認められない。
- (5) 基本的に除草箇所は路肩指定刈幅（地面）であるが、カーブ等で路肩の草等が法上からはみ出して通行に支障が出ると判断される箇所については、上空 1.5m 程度までは除却し、通行車両に支障の無いよう処理すること。
- (6) 本業務受注者であることを明確にするため、社名入り車両等にて確認できるようにすること。
- (7) 除草の際に確認した投棄された空き缶等の廃棄物は放置せず処分すること。
- (8) 出来形（面積・除草処分量）増による設計変更は、原則として行わない。
- (9) 除草作業中はバリケード、セイフティーコーン、標識等を用いて交通の安全を図ること。特に、交通量の多い幹線道路においては除草・集草・積込等、作業員・道路通行車等の安全確保のため交通誘導員を 1～2 名配置すること。

4 写真管理・出来形管理

- (1) 着手前・完了後の写真は、同じ位置で撮影して、着手前と比較できるように写真帳を整理すること。なお、完成写真は、除草後速やかに撮影すること。
- (2) 除草及び集草・積込み・運搬等の作業状況の写真を撮影すること。
- (3) 工事黒板には、次の事項を記載して撮影すること。
・請負業者名 ・業務箇所 ・作業内容 ・測点（BP, No.1, No.2. EP 等）
- (4) 撮影頻度は、2km に 1 回とする。
草の生えていない場合は、その前後で撮影すること。（例：No2+25m）
路線が 500m 未満の場合は、BP、中間、EP で撮影すること。
- (5) 出来形の測定は、ポール・リボンノットで表示して刈幅の写真を撮影すること。（ポール・リボンノットは、作業員が押さえておく）
- (6) 集草した草の運搬にはパッカー車（それ以外は不可）を用い、積み下ろし状況及び処理施設への搬入状況を撮影すること

5 官公庁への手続き

所管の警察署に道路使用許可申請手続きをして、許可を得てから施工すること。なお道路使用許可書の写しを施工計画書に添付し提出すること。

6 その他

- (1) この仕様書以外については、茨城県土木工事共通仕様書・茨城県土木工事施工管理基準（平成 13 年 4 月 1 日発行の「建設工事必携」）によるものとする。
- (2) 業務委託に係る作業時間は午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (3) 作業中に疑義が生じた場合は、監督員と協議し解消後に作業にあたること。